

令和8年 壱岐市議会定例会 3月議会 議録(第2日)

議事日程(第2号)

令和8年3月6日 午前10時00分開議

日程第1	報告第1号	令和7年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第2	議案第10号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	質疑あり、 総務産業常任委員会付託
日程第3	議案第11号	壱岐市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務産業常任委員会付託
日程第4	議案第12号	壱岐市立図書館条例の一部改正について	質疑あり、 市民文教常任委員会付託
日程第5	議案第13号	壱岐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	質疑あり、 市民文教常任委員会付託
日程第6	議案第14号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正について	質疑あり、 総務産業常任委員会付託
日程第7	議案第15号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	質疑なし、 市民文教常任委員会付託
日程第8	議案第16号	過疎地域持続的発展計画の策定について	質疑あり、 総務産業常任委員会付託
日程第9	議案第17号	市道路線の認定について	質疑なし、 総務産業常任委員会付託
日程第10	議案第18号	令和7年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第11	議案第19号	令和7年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 市民文教常任委員会付託
日程第12	議案第20号	令和7年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 市民文教常任委員会付託
日程第13	議案第21号	令和7年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	質疑なし、 市民文教常任委員会付託
日程第14	議案第22号	令和7年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 総務産業常任委員会付託
日程第15	議案第23号	令和7年度壱岐市下水道事業会計補正予算(第3号)	質疑なし、 総務産業常任委員会付託
日程第16	議案第24号	令和8年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第17	議案第25号	令和8年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 市民文教常任委員会付託
日程第18	議案第26号	令和8年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 市民文教常任委員会付託

日程第19	議案第27号	令和8年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 市民文教常任委員会付託
日程第20	議案第28号	令和8年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑あり、 総務産業常任委員会付託
日程第21	議案第29号	令和8年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 総務産業常任委員会付託
日程第22	議案第30号	令和8年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 総務産業常任委員会付託
日程第23	議案第31号	令和8年度壱岐市下水道事業会計予算	質疑なし 総務産業常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 菊池 弘太君	2番 酒井 真吾君
3番 松本 順子君	4番 樋口伊久磨君
5番 武原由里子君	6番 山口 欽秀君
7番 山内 豊君	8番 山川 忠久君
9番 植村 圭司君	10番 清水 修君
11番 赤木 貴尚君	12番 音嶋 正吾君
13番 小金丸益明君	14番 中田 恭一君
15番 中原 正博君	16番 土谷 勇二君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 草合 正吉君 議会事務局次長 松永 淳志君
 議会事務局書記 川村 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長 篠原 一生君 副市長 中上 良二君

教育長	……………	山口 千樹君	総務部部长	……………	平田 英貴君
地域振興部部长	……………	塚本 和広君	市民部部长	……………	吉田 博之君
保健環境部部长	……………	村田 靖君	産業推進部部长	……………	松嶋 要次君
建設部部长	……………	平本 善広君	消防本部消防長	……………	山川 康君
教育次長	……………	目良 顕隆君	総務部次長	……………	小川 和伸君
地域振興部次長	……………	岡部 一也君	総務課課長	……………	渡野 浩司君
財政課課長	……………	原 裕治君	会計管理者	……………	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（土谷 勇二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 報告第1号

○議長（土谷 勇二君） 日程第1、報告第1号を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、これで報告第1号の質疑及び報告を終わります。

日程第2. 議案第10号～日程第7. 議案第15号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第2、議案第10号から日程第7、議案第15号までの6件を議題として、これから一括して質疑を行います。

議案第10号について、質疑の通告がありますので、これを許します。5番、武原由里子議員。

○議員（5番 武原由里子君） 議案第10号壱岐市行政組織条例の一部改正について御質問いたします。

4点のうち、まず1点です。市長が替わり、今回で3回目の機構改革となりますが、課や部の名称が変わるだけでなく、庁舎の場所も変わり、管轄も変わり、職員は大変戸惑っておられ、また市民もますます市役所との距離が大きくなっているように感じます。この条例提出までのプロセスは、どのようになっているのでしょうか。

2点目です。こども家庭センターが、郷ノ浦庁舎の地下に新設されておりますが、子育て支援課の移管によって、また芦辺庁舎に移るということになるのでしょうか。その場合、壱岐こどもセンターとの連携が難しくなると思いますが、このあたり市民へ分かりやすく周知広報する点に

ついて、これまでの広報の実績、また今後の対応についてお答えください。

3点目です。今、福祉事務所が郷ノ浦庁舎、ひまわり、芦辺庁舎に3か所に分散しておりますが、これが全く市民には分かりづらく、本当に市民生活で困っている市民にとって、誰に相談していいか分からない状態になっているのではないのでしょうか。このあたりも市民への広報の改善方法についてお尋ねいたします。

4点目。担当課が変わり、これまでの申請用紙や申請方法等の見直し等はされているのでしょうか。

以上、4点お願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） おはようございます。5番、武原議員の行政組織条例の一部改正についての御質問にお答えをいたします。

私のほうから1点目と4点目に、そして2点目、3点目は市民部長より答弁をさせていただきます。

まず、1点目の条例提出までのプロセスはどの御質問ですが、今回の機構改革は、人口減少、少子高齢化の進行、行政課題の複雑化、高度化、さらにはDX推進など、社会情勢の変化に的確に対応し、市民サービスの向上と持続可能な行政運営体制の確立を図ることを目的として、検討を進めてまいりました。検討に当たりましては、庁内における課題整理、現行組織の検証、将来的な行政需要の見通しを踏まえた協議を重ね、最終案を取りまとめております。その過程で、財政的影響や人員配置、庁舎配置の在り方についても精査をし、本定例会議に提出をさせていただいております。

また、市民皆様への十分な周知期間を確保する観点から、本定例会議で議決をいただいた後、速やかに広報紙やホームページ、窓口掲示等を通じた丁寧な周知を行い、施行を6月とすることといたしております。あわせて、職員への説明、準備期間を確保し、円滑な移行を図ることといたしております。

庁舎の配置変更につきましても、窓口機能の整理や業務効率の向上を目的したものであり、市民の利便性を損なわれることがないように、案内表示の充実や相談体制の強化など、きめ細やかな対応を講じてまいります。

今回の機構改革の目的は、施政方針や議案説明でも申し上げましたが、子育て支援課を芦辺庁舎へ移管し、妊娠・出産期から高齢期まで一貫して支援する体制を強化を図ることとしております。あわせて、同庁舎の教育委員会と連携が図られ、子どもに関する施策をより円滑かつ効率的に推進できる体制となるものと考えております。

また、市民生活に欠かせない社会基盤を一元的に守り抜く観点から、環境衛生課の業務を建設

部へ移管し、生活環境をより一体的に推進する体制を整備してまいります。これにより、生活環境の保全や公共インフラの維持、管理などにおいても、より迅速で一体的な対応が可能になるものと考えております。

次に、4点目の申請用紙や申請方法の見直しについての御質問でございますが、まず、申請様式でございますが、市役所では多くの施設等を管理しておりまして、その所管も幾つもの部署にまたがっております。そのため、機構改革以前より、申請様式が統一されていないことは認識しております。議員御指摘のように、今回の機構改革に合わせまして、市民皆様に混乱が生じないうよう、各種申請様式を可能な限り統一様式へ調整し、市民皆様にとって分かりやすく記載しやすい様式への見直しに向け、内部調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、申請方法についてでございますが、これまでも多くの申請書類は、所管課窓口以外の各支所や事務所での提出は可能でございました。しかしながら、周知不足等により利用者の方へ御不便をおかけした点があれば、改めまして周知徹底を図ってまいります。

機構改革は、組織の再編にとどまるものではなく、市民サービス向上につながる具体的な改善を伴うものでなければならないと考えておりますので、今後とも市民皆様の視点に立った申請手続の簡素化と利便性向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 5番、武原議員の2番目と3番目の質問に対しまして、市民部のほうよりお答えいたします。

まず、前段のこども家庭センターがまた芦辺に移るのかということでございますが、御質問のとおり、こども家庭センターいきいろは、子育て支援課所管であるため、今回の機構改革により現保健環境部へ移管されますので、芦辺庁舎となります。

次に、壱岐こどもセンターについてですが、事業は現在の施設で継続し行います。所管の子育て支援課とは今より距離が離れますが、連携体制を弱めることなく、これまでどおり役割分担を明確化し、子育て支援課は、制度、給付、行政手続を中心に担い、壱岐こどもセンターは、発達支援、専門相談機能を中心に担うことで、専門性を高めながら相互補完し、子どもたちへの支援に努めてまいります。

議員御承知のとおり、こどもセンターとの共同事業もあり、芦辺庁舎へ移管されることで職員の移動時間が長くなるなどの懸念事項もありますが、事業の方法を見直すなど、市民、職員双方がよりよくなるような体制づくりに取り組むことといたしております。

周知広報につきましては、市報などによる市民全体の広報はもちろん、現在活用しているインフォメーション等の更新や、現利用者へは直接対面による周知、それからアプリ、LINE等を

活用し、個別にお知らせする方法も行うことといたしております。

次に、3番目の御質問にお答えします。御質問のとおり、令和7年1月の機構改革により、老人福祉に関する事務が長寿支援課へ移管されたため、郷ノ浦庁舎、芦辺庁舎に福祉事務所機能があります。福祉事務所所長は市民部長を充てることとなっており、市長の権限に属する事務の一部を事務委任規則により、現在は私が所長として委任を受けておりますが、同規則の10条の規定により、事務の一部について保健環境部長へ専決をさせております。このことにより、福祉事務所として十分その機能は果たしていると考えております。

次に、市民には全く見えず、誰に相談してよいか分からない状態との御指摘でございますが、先ほど述べました周知広報は当然でございますが、より市民に近い民生委員、児童委員、社協の相談員など、個人や団体と連携し、これまで以上に身近な行政となるように努めてまいりたいと考えております。

また、現在、実証運用中ではありますが、市民が老岐市ホームページのAIチャットボットを活用することで、24時間いつでも容易に相談窓口を特定することも可能となっておりますので、お知らせをさせていただきます。

福祉行政は、市民生活の安心を支える基盤であります。庁舎が分かれていても、市民から見れば一つの福祉であることを認識の下、関係部署が一体となって、アナログとデジタルの双方から、より分かりやすく、より相談しやすい体制づくりと周知の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） 武原議員。

○議員（5番 武原由里子君） それぞれ御丁寧にありがとうございました。

1点目につきまして、やはり今のプロセスを聞いておりましたが、これから職員への具体的なということが最後にございました。やはり以前の長寿支援課のほう、そちらのほうの移管のときは、私も担当の方に聞きましたら、そちらのほうが、移ったほうが仕事がしやすいんですという話を事前に聞きましたので、そういうことであれば問題はないのかなと思っておりました。今度が、どうしても今、御説明が2番、3番でございましたけど、担当部長から、どうしても芦辺にいらっしゃった方が、今、郷ノ浦にいて、やっと慣れた状態でのまた戻るところが、職員さんも含めて、市民の皆様も、なぜこのタイミングというのを、やはりいろんな方から声が私のほうにも入りましたので、やはりそのプロセスの中で、もう少し事前に声を聞きながらされていたのかどうかというのを確認したかったのでお聞きいたしました。これからということですので、決まればあれなんでしょうけども、一つ、2番のところでも、実際子育て支援課の方が、幼児教育アドバイザーの方が、子どもセンターのほうにも今も出向いて支援をされたりとか、すごくや

っと充実、手厚くというか、そういうプロの方がされて入られたのでよかったなと思った矢先に、こういう形でまた離れて芦辺庁舎に行かれるということでしたので、ちょっと心配も兼ねてお聞きいたしました。市教委との連携というところで、そこらはすごくいいんだろうなと思いますが、やはりどちら、本来であれば、さっき3番の福祉事務所としての機能での子育て支援課だったのかなと思ったんですね。幼保連携で、教育委員会との連携を優先されたんだろうと思いますが、この辺りが先ほど市民部長も言われましたように、福祉事務所として離れていてもきちんと仕事は皆さんできるようにということで、福祉事務所として、皆さんの今4つの課に分かれています。市民福祉課、保護課、子育て支援課、長寿支援課。皆さん専門職の方、社会福祉主事の方がいらっしゃるかどうか確認しましたところ、それぞれに1名以上いらっしゃいました。なので、その方たちがきちんと福祉事務所の機能を果たしていらっしゃると思っていますが、そういうあたりも市民には全く見えないので、やはりプロの方がいて初めて市民はどの人に相談していいかわからないというのが、すごくやっぱり不安なので、この方は福祉のスペシャリストですというのが分かるような形で、各担当課がもう少し広報がされたほうがいいのかと思って、そういう気持ちを込めてお尋ねいたしました。はい、すいません。

それで、こういう機構改革が市長の思いということでされていると思うんですが、やはり最終的には職員、市民がより生活のほう困っていることが解決するためのということで、タイミングがここのタイミングだったのかなとすごく思いましたので、今回お聞きいたしました。

また、4番目の申請用紙、方法と見直しは検討していただくということで、これは前の機構改革の後の、前の結果が今こう出てきていますので、やはり中身がはっきり分からないまま、先に機構改革がされた結果がこの4番のことかなと思ってお聞きいたしております。詳細は、また委員会のほうで検討されると思います。

以上、はい、ありがとうございました。

○議長（土谷 勇二君） 次に、議案第12号について、質疑の通告がありますので、これを許します。9番、植村圭司議員。

○議員（9番 植村 圭司君） 私のほうから、議案第12号壱岐市立図書館条例の一部改正についてということで質問させていただきたいと思っております。

この条例は、この春から郷ノ浦図書館が移動するというので、壱岐の島ホールに入ることによって、位置の変更をするという条例ということで理解をしております。それで、位置の変更というのはいいんですけども、そもそも、この市立図書館の設置に至る背景について分からないことがありましたので質問したいと思っております。市立図書館の今後の展開をお伺いしたいと思っております。

まず、この市立図書館については、令和元年の12月に新たなる市立図書館の検討指針として

図書館整備基本計画というのがあったと思います。この基本計画には、図書館の設置について建設計画の結論が出ていまして、旧公立病院跡地というのがあったんですけども、これは財政上の予算の工面、問題ということもあって、白紙撤回されているというふうに理解しているんですね。そうなった場合に、この基本計画の中には、この壱岐の島ホールの106号室に改修して利用することが望ましいというふうに書かれていましたので、それに従ってやっているのではないかというふうに思ったところ、ただ、この基本計画につきましては、調査研究を重ねて将来的な判断に立っての提案だったということにありまして、この壱岐の島ホール移転というのが案としてあったんですけども、そのままになっている状態で今に至っているということに理解しております。

つきましては、市立図書館の今後、このまま106号室で固定されるのか、それとも新しい図書館をさらに造ろうと思っていられるのか、そこの方針をお伺いしたくて質問しております。

そのために、まず質問としましては、市立図書館整備基本計画の目的はこれで達成されたというふうに認識されているのか。将来的には市民が集うコミュニティ複合施設を備えた新図書館の建設が理想という記載がございましたので、どちらの方針なのかをお伺いしたいということでございます。新たな図書館の建設する将来的展望というのがあるかどうかということですね。

3番目に、これは現方針にあります移動した後の話なんですけど、マンモス象のある中庭、それと旧小金丸幾久記念館の活用というのを考えていられるのかということでお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。目良教育次長。

○教育次長（目良 顕隆君） おはようございます。植村議員の御質問にお答えをいたします。

質問の1つ目、市立図書館整備基本計画の目的はこれで達成されるのかについてでございますが、現在の郷ノ浦図書館に関しましては、施設自体の老朽化や駐車場不足、またバリアフリーに対応しておらず、壱岐市図書館協議会からも対策を求められたことから、移転場所の検討を重ねてまいりました。これに対し、様々な要件を満たす場所として、現状では壱岐の島ホール106会議室が最適との判断に達しましたことから、昨年11月4日から現在の図書館を休館し、壱岐の島ホールへの移転を行っているところでございます。

今回の移転で基本計画の目的は達成されるのかとの御質問につきましては、当面は先ほど申しましたバリアフリーの対応など、目の前の課題を改善するための移転でございまして、これをもって計画の目的を達成したとは考えておりません。

議員が言われますように、壱岐市立図書館整備基本計画には、将来的には市民が集うコミュニティ複合施設を備えた新図書館の建設が理想としており、これからの図書館の在り方や理念、目

指す方向性は、それを踏まえた検討を行っていきたいと考えているところでございます。

次に、2つ目の御質問の新たな図書館を建設する将来展望はあるのかにつきましては、教育委員会では、新たな整備については現在のところ考えておりませんが、今、壱岐市が取り組んでおります4つの港プロジェクトにおいて、他世代が集う学びの場と交流の場が一体となった空間づくりなど検討されているところであり、現時点ではお示しできるものはございませんが、その中で公園や図書館機能を含んだ交流施設の整備など、調査研究を行ってまいります。

次に、3つ目の御質問ですが、ステゴドン象がある中庭は、上流の常盤郷からの水郷の上にございまして、さらに豪雨時には地形的に増水しやすいことから建物の建設等には適していないと思われるため、活用については考えておりません。

また、旧小金丸幾久記念館におきましては、閉館以来、彫刻美術品の収蔵庫とされていることから、現時点では図書館施設として活用していく計画はございません。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） 植村議員。

○議員（9番 植村 圭司君） 御答弁ありがとうございました。

私も同じようなことを考えていまして、これで目的が達成されたということではないということで、同じく思っております。将来的な理想像としてはなんですけれども、コミュニティ複合施設としての建設ということを掲げておいたほうが今後のことについては展望として開けていくのかなと思っております。この点、最後に市長にも御答弁いただきたいのですが、今後の図書館の在り方について、どういうふうにするべきなのかということをお伺いしたいと思っております。

そして、マンモス象の話、ステゴドン象のところですが、建設物ができないというのは理解できます。あそこ水郷でもありますので、あまりがちゃがちゃとやっておくべきじゃないと思います。ただ、あそこも天気がいいときは広々とした使えるスペースかなというふうに思いますので、本を読むくらいはできるんじゃないかなと思いますので、そういった使い方もあるのかなというのはちょっと思っておりますが、それはお任せいたします。これからも意見交換とかしていただければと思っております。

そして、小金丸記念館、旧ですね、ここも今は利用中ということでございますので、その活用というのも時とともに変わっていくかもしれませんけども、今のところそういうことで理解いたしました。

さっき言いました市長のほうにお伺いしたいのは、今のところ当面はということで、今回の106ということでございますので、将来的な図書館の展望というか、どういったものを造るべきなのかということをお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（土谷 勇二君） 篠原市長。

○市長（篠原 一生君） 植村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員もおっしゃるとおり、私もこの市民の人が集うコミュニティ複合施設が必要だというふうに思っておりますが、これが進んでいない理由も先ほど議員もおっしゃったように、理想はそうなんですけど、現実、財政状況であつたりとか、できないと。今それが止まっているというのが、ほかにもいろいろとあるんですけども、それだけ難しい問題が山積みしている。それを今回のこの壱岐新時代プロジェクトの中で前に一步でも動かしていこうと思っております、今のこのコミュニティ複合施設、これを郷ノ浦のプロジェクトの中で現在検討しているというところでございます。

ただ、今まで止まっているというのもありますし、お金の問題というのが一番大きくありますので、そこは時間がかかるということで、今回まずこの駐車場不足は、ずっと何年もこのまましておくわけにもいかないので、まず今回106に移転したというふうに思っております。

今度3月19日に全員協議会で皆様にこの郷ノ浦プロジェクトほか、各町のプロジェクトについて御説明しまして、3月30日にまた市民の皆様へ御説明しようと思っております。ただ、そこで来年度からすぐすぐできますというものでもないというのは事前にお伝えはしておきますけども、どうかこの理想と現実を諦めずに落とさずどこを見つければよいかと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） 次に、議案第13号について、質疑の通告がありますので、これを許します。9番、植村圭司議員。

○議員（9番 植村 圭司君） 続きまして、13号について質問させていただきます。

議案第13号壱岐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてということで、これはこの春から誰でも通園ということで、法に基づいた制度が始まるということでございますので、新しい制度が始まるということで、御説明を受けたいと思っております。法に基づく設備及び運営に関する基準ということでございますので、そこら辺は理解できているんですけども、新たな制度であるということ踏まえまして、市の考えを伺いたしたいと思います。事業内容と周知の時期や方法、そして課題があれば、その課題と解決の方法というのを伺いたしたいと思います。お願いします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 9番、植村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、本条例でお示しします乳幼児等通園支援事業、市議も言われましたけれども通称こども誰でも通園制度となっておりますが、保護者の就労要件に問わず、ゼロ歳6か月から満3歳未満の未就園児が、月一定時間まで保育所等を利用できる新たな制度であり、子どもの育ちの保障と保護者の育児負担軽減、孤立防止を目的するものであります。

壱岐市といたしましても、多様な家庭環境や子育てニーズに対応する支援策の一つとして必要な制度とあるという認識を持っております。

事業内容につきましては、未就園児を対象に月10時間を上限として、まずは石田こども園において時間単位での利用を想定いたしております。利用に当たっては、国が推奨する総合支援システムを活用し、円滑な運営を図ってまいります。また、既存の一時預かり事業との役割整理を行いながら、利用者にとって分かりやすい制度設計に努めていきたいと考えております。

周知につきましては、本格実施に向け、年度内に行う予定であります。具体的には、市ホームページや回覧、LINE、窓口での資料配布、乳幼児健診時の案内、子育て支援拠点や保育施設を通じたチラシ配布など、複数の媒体を活用し、丁寧に周知に努めてまいります。

課題といたしましては、保育士の確保や受入枠の調整、事務負担の増加、既存事業との整理などは想定されます。先にモデル事業として取り組まれました自治体施設からは、既存の園児との関わりのバランスを保つことや、適用のための配置が課題とされるなどの意見もありますが、今後、利用実績やニーズ等の状況を見ながら、保育現場との十分な協議を重ね、受入体制を段階的に整備するとともに、総合支援システムを活用した事務の効率化を図ってまいります。

なお、壱岐市としましては、現在、保育施設での一時預かり事業や、子育て支援室、こどもセンターでの子育てルームの開放、ミニひろば、いきっこひろば、赤ちゃんひろばなど、交流の場、遊びの場事業を行っております。民間におかれましても、地域子育て拠点事業、子育てサークル事業などが行われております。今後、本事業につきましても、子どもの健やかな育ちを支える施策としての位置づけ、安心して利用できる体制づくりに努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） 植村議員。

○議員（9番 植村 圭司君） お答えいただきました。

説明としては、そういった説明になるかと思えます。それで、今なかったんですけども、この前、子ども・子育て会議の中でも説明があっていると思うんですが、利用できる日が月曜日と金曜日の週2回ということですね。ちょっと今、説明なかったんですけども、それであるとか、あとは9時半から11時半の2時間ですということ、午前中に限られているということ。それと、定員がゼロ歳児が1人、1歳児が1人、2歳児が1人ということで、合計3人ということになっているということですね。料金300円ということで、今、そういう体制であろうというふうなことは、これまでの説明、昨日私もペーパーを見まして分かったんですけども、こういった周知をこれからしていくということだと思うんですが、これで十分じゃないということで、今の表現としては、まずは始めたいというようなことだったと思ったのですが、例えば、定員が3人しか

いないんですけども、こういった定員は十分じゃないと思うんですね。そういった十分じゃないものについて、今後どういうふうに、いつまでぐらいに拡幅していくというめどが立っているかどうかをお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（土谷 勇二君） 吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 植村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁ではありましたが、今後、利用実績やニーズ状況を見ながらということになっております。制度の中で説明をさせていただきましたけども、まずは市といたしましては、まず保育の必要な方、現在の保育施設で預かるわけでございますが、そちらのほうをまず十分、充足するということが大前提であります。その中で、今回の制度につきましても、必要な施策というふうに考えておりますので、取り組みたいと考えております。

まずは、先ほど説明していただきましたように、石田こども園でやりたいと。石田こども園を選定した理由につきましては、まず、施設自体に既存の園児がおりますものですから、余裕がない施設ではまず預かることが困難だと思っております。そういった中で、まずはこども園から始めたいというふうに考えております。

そして、この制度につきましては、一時預かりと違いまして、一旦いろんな方法があるんですけども、壱岐市で考えておるのは、まず、今まで通園とかをしたことない園児が、いきなり集団の場に入るといのはかなり困難だと。既存の園児に対しまして、来られる園児に対しても困難だと思っておりますので、部屋が余裕のあるこども園から始めたい。その部屋につきましても、子育て支援室としての活用もいたしておりますので、その事業がない時間から始めたいというふうに考えております。

当然、これは民間保育事業者にも広げていく事業であります。今後そういったところの取組につきましても、民間事業者のほうと相談をして、これに取り組みたい事業者があれば、それについて認定をし、登録をしていただくような形になっております。

先ほど、市議から指摘がありましたように、足りないんじゃないか、そこら辺は、ある程度理解しております。しかしながら、まずは一旦始めていただいて、先ほど説明したように拡充していくと、広げていくというところを行いたいと思っております。新しい事業でございますので、慎重に取り組みたいと考えております。

また、清水議員からのほうも質問が上がっておりますので、その際にまた述べられる部分については述べていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） 植村議員。

○議員（9番 植村 圭司君） ちょっと私の質問も悪かったかもしれませんが、めどが立っているんですかという質問だったんですけども、進めながらというふうなことで理解をしようか

と思っております。ほかにも質疑があるようございますので、私はこれでやめたいと思いたすけれども、この件については、今後、一般質問とかしながら、あとほかにもいろいろな方法でコミュニケーションを取りながら、改善方法に向けたらと思いたす。これで終わります。

○議長（土谷 勇二君） 同じく、10番、清水修議員からも質疑の通告があつておりますので、これを許します。清水議員。

○議員（10番 清水 修君） おはようございます。

引き続き、議案第13号について、まず通告のとおり重複しますがけれども、まずもつて4項目の質問をさせていただきます。どうも議案資料とか議案説明などを見ますと、何でこの時期なのと、4月1日は来月なのに本当にこれでできるんですかって正直思いましたので、このように失礼な、取りあえずこども誰でも通園制度を始めてみる内容になっているように感じますので、次の4点を伺いますということで挙げています。

1つ目は、市長の施政方針の中で、かなり行を割いて、しっかりお知らせされていました石田認定こども園で1時間300円、月10時間までを上限に開始していくということなんですけど、まずもつて思ったのは市民へのお知らせとか、これでそういうことを望んである通園制度を利用して、ちょっとでも預けようじゃないけど、一緒に子育て勉強してみようという親子さんがどれくらいおられるのかは、まだ全然分かりませんが、それでまず間に合うのかなということ、1点目は間に合いますかという質問です。

2つ目は、この誰でも通園制度はどのような手順で利用できるのか、この辺がはっきりまず市民の子育ての方にお知らせが届かないと、手続もできないしということになりますので、その辺もう一度重なると思いたすけれどもお願いします。

それと、議案の条例の中の第5条に必要な事項は市長が別に定めると、いわゆる実施要領とかいろんなものだと思うんですけども、例えばどういうことを定めようとしているのか。

4つ目に、この議案の参考資料の中に、新たに制定しなければいけないっていうふうに言われていたと思うんですけど、参考資料の中には改正という、改正の概要、改正の内容等々あったので、何かを改正されるのかと思ったりしましたので、その辺も補足していただければと思いたす。よろしくをお願いします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 清水議員の質問にお答えします。

まず1番目の件でございます。本事業の市民周知につきましては、4月の制度開始に向け、必要な情報提供は間に合うよう準備を進めております。具体的には、制度の概要、対象児童、利用方法、申請手続等について整理した上で、市ホームページ、市内回覧、LINE、子育て支援課窓口での資料配布を随時準備いたします。

また、乳児健診や子育て支援拠点、各保育施設を通じたチラシ配布等により、対象世帯へ直接届く形での周知も併せて行います。

次に、2番目の質問の利用手順について、簡単にお知らせをさせていただきます。利用につきましては、国の総合システムを使用していただき、アカウントの発行、支給認定申請をしていただきます。申請書には、申請者や子どもの情報や配慮すべき事項の有無を入力していただきます。自治体は、その申請が行われた後に、支給認定を行います。その後、申請者と利用施設との初回面談を行うようになります。面談では、受入れに当たってアカウントの作成時に入力した内容を基に、児童の健康状態や生活状況等、その子に合った狙いを決めるなどして、安心して利用できるよう確認を行います。実施施設は、面談を経て受入れの可否を判断し、可となった場合は、申請者が利用予約を申請を行い、実施施設は利用予約の確定を行います。施設への利用に当たっては、使用時に実施施設側でQRコードを示しておりますので、読み込みを行ってもらうことで利用開始となります。利用終了時も同様です。月10時間の残り利用可能時間等の確認もできるようになります。月の利用実績を総合システムから確認を行い、市から請求を行い、利用者は使用料の納付を行う流れとなります。

実際の受入れにつきましては、既存事業の一時預かり保育と同様、5月の連休明けを予定しております。理由といたしましては、良質な生活環境となるよう、新学期が始まり、新たな施設、クラス編成に既存の園児がなじみ、落ち着いた頃を考えておりますので、御理解をお願いしたいと考えています。

3番目に、必要な事項とはどのようなものかということにお答えします。制度の運用に当たり実務的かつ詳細な事項について、規則や要項等で定めることを想定しており、その具体的な内容といたしましては、まず1に利用対象児童の詳細な要件であります。年齢の基準日、居住の確認方法、他制度利用との関係整理などを明確にしていきたいと考えています。

第二に、利用申請及び認定手続の方法であります。申請方式、様式、認定期間変更、取消しの手続等を定める予定にしております。

第三に、利用時間及び利用上限の取扱いであります。月10時間の範囲内での管理方法、未使用時間の取扱い、キャンセルポリシー等、運用上必要な事項を整理していく予定にしております。

第四に、利用負担額及び徴収方法であります。実施負担の考え方や支払い等について定めていきたいと考えております。

第五に、実施施設の要件及び受入体制に関する事項であります。安全管理、事前面談の実施、緊急時対応など、児童の安全確保に関する事項を明確にしていきたいと考えております。さらに、既存の一時預かり事業等調整事項や個人情報の取扱い、事故発生時の報告手続などを含め、円滑かつ適正な運営に必要な事項を定める予定としております。

壱岐市としましては、制度の趣旨である子どもの健やかな育ちの保障と保護者支援が適切に実施されるよう、国の基準を踏まえつつ、本市の実情に応じた支援ができるように努めてまいりたいと考えております。

最後に、4番目の御質問にお答えします。本条例につきましては、議案説明の際に述べましたように、新たに制定する条例となります。御指摘の参考資料に、改正概要、主な改正内容と表記しているのは誤りでございます。標準フォーマットを使用したわけですが、制定の概要、制定の内容とすべきだったと考えております。大変申し訳ございませんでした。

なお、同参考資料におきましても、新たに条例の制定を行う旨の記載をいたしておりますので、御承知していただければと思っております。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） 清水議員。

○議員（10番 清水 修君） 先ほどの植村議員と重複した部分もしっかり丁寧に御説明いただき、御回答いただきありがとうございます。

内容に入る前に、一つだけ、まず最初に言いましたように、この議案質問なんですけど、私は令和6年の12月の一般質問のときに、子どもの子育て環境の件の3項目に、令和8年度から通園制度が始まりますと、どのような準備をされますかという質問をして、市民部長さんからは「壱岐市においては、8年度の実施に向けて国の動きを注視しながら、7年度中に条例を整備など、事業の実施基準や利用手続等について定めていくとし、民間関係施設も含めた事業実施について検討を進めてまいりたいと考えております」という御回答をいただいております。私もこういうあれになるとは思っていなかったもので、そんなに気には留めていなくて、もうちゃんこのことについては、壱岐市が準備をされるのかなと思いきや、この3月議会での条例の制定の議案だったので、1月会議もありましたし、12月会議もありましたので、一番根本になる条例は、もっと早く提出されて、その準備をしっかりして行って、先ほど言われたように4月はいろいろ落ち着かない部分もあるから、5月の連休明けからそういうふうにするということであれば、非常にスムーズに納得できることだったんだと思うんですけど、まずその辺の、何でこの時期にばたばたとされるようになったのかを、もし言える範囲がありましたら教えてください。

○議長（土谷 勇二君） 吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 清水議員の2回目の御質問のお答えいたします。

確かに3月議会の提案ということで、そういった懸念も……と思います。年度内に改正するということで、3月議会を提案させていただいたわけですが、我々としても、先ほど清水議員おっしゃっていただきましたように、国の状況等、それから受入施設の状況等、整備等、本当に4月から受け入れられるかというそちらのほうの準備のほうを先に考えていた関係で、条例

の提出が遅くなりました。そこにつきましては、御指摘の部分があるかと思っておりますので、おわびといえますか、遅くなりましたことにつきましては、おわび申し上げたいと思っております。

しかしながら、今回、条例を制定の議案を出ささせていただいて、4月からの実施に向けて、この議決をいただきましたら、先ほど言われましたように、しっかり周知広報をして、皆さんにこの利用がどうなのかというところもあるかと思っておりますけども、しっかりまず利用を考えてある方に周知をいたしまして、その受入れ体制につきましては、現時点でできる範囲でしっかり受けたいと思っております。

その中で、先ほども述べましたけども、その状況を見て民間のほうでも、こういうことであれば、自分の施設でもできるんじゃないかというところを検討されている民間の事業者もありますので、そういったところと法律上の規制がありますので、その実施要綱に準じたことがきちっとできるか、施設基準はどうか、保育士の配置基準はどうかも含めながら、より広く行いたいと思っております。

そういった意味で、3月議会の提出になりましたが、どうぞ御審議のほどはよろしくお願いたいと考えております。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） 清水議員。

○議員（10番 清水 修君） 了解しました。そこで幾つか再質問をさせていただきますが、例えば、この1年前に壱岐市こども計画というのが概要版出されて、その中にもきちんとこどもどこでも通園制度についての計画の内容も書かれてあって、当初は5名を計画値として上げられてもありません。

私もこのどこでも通園制度は、確かに施設とかに預けなくても子育てができる環境に、壱岐は比較的多いのかもしれないけれども、これからのいろんなUターンとかIターンとか、いろんなことも含めて、子育て環境をよりよいものにしていただくためには、かなり大事な制度だと改めて思いました。

とりあえずというか、当初は石田のこども園、やっぱりここが一番施設のにも受入れ体制的にも、どこを見回してみてもすぐ取り組める場所であるというのも分かるわけですけど、壱岐市全体を考えると、じゃあ勝本や箱崎や沼津から石田まで、そういう施設利用をするって、ちょっと正直思わざるを得ませんので、先ほど部長も言われましたように、民間のいろんなそういった3歳児までをゼロ歳児から預かる施設が、民間施設もありますので、ぜひそういうお力を借りないと、この制度を広く理解していただいて利用していただけるように、新たな給付型ですから、それなりの予算も、実情に応じて人員の確保や何かも含めて、やっぱり努力をしていただきたいなというふうに思っておりますので、その部分をまず要望します。

それと、先ほど周知の面で、最後に個別にもちゃんと便りを出しますと。どこのお子さんが保育施設等に行かれてないとかいうのは分かれてあると思いますから、やはりそこはきちんと丁寧にごこの世帯にも送っていただいて、やはりこの制度の、ただただ親御さんというか、ちょっと困ったから預けに行こうとかそういうことではなくて、やはり自分の子どもさんをよりよく育てる。そして、ずっと読んでいけば、親子通園とかいうこともできるような、そういったことも、親も集団保育とか、そういうのを学べる、一緒に学べるとか、本当に大事な要素というか制度になっていますので、そこのところを重ねて要望したいと思いますが、何か追加とかがありましたらお願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） 吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 清水議員の3回目の質問にお答えします。

要望ありがとうございます。当然我々もこの子育てにつきましては誰でもということでありますので、保育を必要とされている方も、それから一生懸命自宅で見られている方も、こちらのどちらの方も一緒に育てていくよという制度でございますので、その制度のことにつきましては、しっかり理解して行いたいと思っております。

それから、先ほど急に預けたいとか、そういったときには、もう今、御承知といたしますが、先ほども述べましたけども、一時預かり制度というところを、この市内の公立保育所、こども園、5か所で既に行っておりますので、そういった緊急時の対応というのは、緊急時というか、どうしても家で見られないとか、少しレスパイト型になりますけれども、そういったところもしっかり併せて対応していきたいと思っております。

それから、こども誰でも通園制度の利用ももちろんでございますが、先ほど述べましたように、親子共々、保育園に預けていない方も預けている方も一緒に交流できる場というのを、民間も含めて、今でも多く実施していますので、そういったところもしっかり周知・広報していただきまして、いろんな制度の中で、一緒に保護者の方とお子様と育てて、一緒にいい育ちになるように、今後も努力をしていきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） 次に、議案第14号について質疑の通告があつておりますので、これを許します。6番、山口欽秀議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 議案第14号は、堆肥センターの堆肥の収集料金の値上げの議案ですが、この収集の料金の値上げによって、市の収入というのはどのくらいの収入増というふうに見ていらっしゃるか、それをまずお願いします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。松嶋産業推進部長。

○産業推進部部長（松嶋 要次君） おはようございます。6番、山口議員の収集料金の値上げに

よる市の収入増はどれだけかとの御質問にお答えをさせていただきます。

令和6年度の年間分の収集及び散布の実績で推計をいたしますと、石田町堆肥センターで約25万9,000円、郷ノ浦町堆肥センターで約59万2,000円、合計85万1,000円の増を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 80万円の収入増ということではありますが、全体として堆肥センター、維持管理費が増加しているということで今年度以降、その維持管理で、例えばセンターの機能向上とか、そういう点でちょっと考えていることがあるのか。それから、堆肥の利用というのが、今後、飼料の値上げ、肥料の値上げの中で、堆肥の利用について、その機能強化とともに、肥料の堆肥の利用について、今後検討、利用拡大の考えがあるのかどうか、それをお願いします。

○議長（土谷 勇二君） 松嶋産業推進部長。

○産業推進部部長（松嶋 要次君） 再質問にお答えをさせていただきます。

機能向上の何か予定があるのかというようなことでございますが、今のところ維持をしていくというところで、機能向上の計画はございません。

また、堆肥利用につきましましては、現在、農業関係は様々な資材の高騰で大変というところで認識をしております。現在、壱岐市の堆肥の、完熟堆肥でございますが、1トン当たりの単価と農協さんの単価が940円差がございます。私もやっぱり、今回の収集の料金については対象がほとんど畜産農家ございまして、子牛価格も上向き傾向にあるため、今回改正をさせていただきますが、堆肥の購入の農家については、子牛農家、園芸農家が多いということで、資材全般の高騰も続いておる中で、値上げについては最終的にはする方向と考えてはおりますけれども、現段階では検討中というところで、据え置くというところで、今のところ考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（土谷 勇二君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、以上、議案第10号から5件の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開を11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（土谷 勇二君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第8. 議案第16号～日程第9. 議案第17号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第8、議案第16号及び日程第9、議案第17号の2件を議題として、これから一括して質疑を行います。

議案第16号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。6番、山口欽秀議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 議案第16号についてお伺いします。

過疎地域持続的発展計画の改定に伴う策定の中で、計画をずっと見ていると、壱岐みらいキャンパス構想推進事業というのが、前回の古いほうの発展計画にはなくて、新しいところへありましたので、どういう内容かということを知りたいのですが、よく、議案と、それから市長の施政方針を見ますと、市長は、基本目標4のところ、カルチャーターミナル壱岐プロジェクトという名で、この内容、壱岐みらいキャンパス構想推進事業について触れられているということが理解できました。

それから、予算書のほうで見ると、新しい新年度予算で見ると、未来大国づくり応援補助金という内容で、この内容の推進をしようという意図が、予算になっているという理解はできましたが、これまで市長のいろいろの話では、体系的な説明がなされなくて、名前も、初めて壱岐みらいキャンパス構想推進事業というようなことでありましたので、どのような内容、そして、今後どういう推進の考えなのかを改めてお伺いしたいということですので、よろしくお願ひします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。小川総務部次長。

○総務部次長（小川 和伸君） 6番、山口議員の御質問にお答えいたします。

壱岐みらいキャンパス構想推進事業につきましては、昨年度末に公表させていただいた地域の特徴を生かした壱岐新時代プロジェクトのうち、教育と観光を組み合わせたまなびのみなとプロジェクトの取組となります。

令和7年度中に実施計画の検討を進めてまいりました。その詳細につきましては、先ほど市長のほうから答弁ありましたとおり、3月19日の全員協議会において議員の皆様へ御説明をし、3月30日に市民皆様向けにも公表させていただく予定で進めさせております。

また、令和8年度、令和9年度につきましては、長崎県未来大国づくり応援補助金事業において、学びの仕組みづくり等を推進することとしております。

令和10年度以降も、国や県の有利な財源の活用や、民間の活用を検討しておりますが、補助

裏の一般財源負担がございますので、過疎債の活用の可能性のある事業として、過疎計画に記載させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 新たな事業を開始されるということで、こういういろんな様々な計画を市はつくられるわけですけど、この場合もそうですけども、市民への周知をきちっとしていただくというのが必要かなと思いますので、説明をしっかりとっていただくというようなことで、要望を出して終わります。

○議長（土谷 勇二君） 同じく、5番、武原由里子議員からも質疑の通告がっておりますので、これを許します。武原議員。

○議員（5番 武原由里子君） 同じく議案第16号です。1つ目が、5年前に策定されました過疎地域持続的発展計画から削除されている事業が幾つか見受けられます。計画策定のプロセスについてお尋ねいたします。また、これまでの実績の評価とされた上での計画だと思うんですが、それは誰がどのように実績評価をされているのかです。1点目。

2点目が、社会情勢などの変化に伴い、やはり計画の見直し等は必要だと思いますが、それについての記載がございません。どのようなタイミングで、誰がその計画の見直しを実施されるのでしょうか。

以上、2点お願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。塚本地域振興部長。

○地域振興部部長（塚本 和広君） 5番、武原議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の御質問について、計画策定のプロセスでございますが、本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定するものであり、長崎県が定める過疎地域持続的発展方針及び第4次壱岐市域市総合計画との整合を図りながら、各課において事業計画や財源等を精査した上で、掲載事業を整理しているところでございます。

次に、これまでの評価についてでございますが、過疎地域持続的発展計画は、法の趣旨として、持続的発展支援法で、そのための財政支援としてのいわゆる過疎債を活用するための計画であり、計画自体の性質上、評価にはなじまないと考えております。

ただし、計画に記載しております個別事業の評価は、所管課において、毎年度の予算編成過程や決算審査、壱岐市行政改革推進委員による政策評価を実施し、事業の効果検証を行っているところでございます。

市としましては、法の趣旨を踏まえ、地域の持続的発展に資する計画として運用してまいります。

2番目の質問ですが、見直しの時期につきましては、当該年度に過疎対策事業債の活用を予定する事業の中で、現計画との整合を確認し、計画に記載のない事業が生じた場合には、必要に応じて、軽微変更として国に変更の手続を行っております。

また、計画の基本的な方向性に影響を及ぼすような社会情勢の変化が生じた場合には、その時点で改めて見直しを検討し、必要があれば、議会の議決をお願いすることとなります。

したがって、計画期間中におきましても、社会情勢や財政状況の変化、国・県の制度改正など、必要に応じて見直しの検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 武原議員。

○議員（5番 武原由里子君） 1点目は、これは法に基づいて、県と壱岐市の総合計画に基づいてということで、今、答弁ございました。実際、評価はして、この計画についてはしていないが、個別の事案についてはということです。

これは過疎債を使うための計画ということで、今、第4次総合計画の中でも、特に重点的に過疎債を使ったほうが有利ということのもので計画と先ほども説明がございましたから、その辺りが、具体的、かなり網羅をされている分野と、個別具体的な、本当に計画として上げられているのもありますし。

今回、ばさっと削除されているのも見受けられましたので、その辺りが、プロセスとしては、庁内で、各課、部でやって、今、出されて、パブリックコメントもしてからということだと思うんですが、その辺りが、ここでいきなり私たちにも出てくるものですから、このプロセスが、今、分からずにお聞きいたしました。

その点、2点目にも関係あるんですが、普通は計画の中にそういう見直しのタイミングとか、やり方とかも普通書かれているんですが、今回の持続的発展計画には何一つそこら辺のはなかったですので、策定の実施主体とか、そういう見直しとか、やっぱり、その辺りも通常の計画的に必要なではないかと思ったんですが、その辺りは、担当課としてはどうでしょうか。

○議長（土谷 勇二君） 塚本地域振興部長。

○地域振興部部長（塚本 和広君） 先ほども申し上げましたけれども、法の趣旨が、過疎地域の持続的発展を主眼としておりまして、その中で、過疎地域に対して特例措置を講じると、その特例措置が、いわゆる過疎債を充当する。

過疎債を充当する際には、この計画が必要だというようなところでございますので、先ほど申し上げましたように、個別の事業計画については、政策評価などで評価しておりますので、計画自体については、先ほど申し上げました県の方針、そして、第4次壱岐市総合計画にのっとりやっておりますので、この過疎計画自体には必要ないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 同じく、3番、松本順子議員からも質疑の通告がっておりますので、これを許します。松本議員。

○議員（3番 松本 順子君） 私は、12番目の再生可能エネルギー、これについて4点聞かせていただきます。

離島においては、新しいエネルギー開発で、バイオマスエネルギー、これが有効とされているということが言われておまして、長崎県議の鶴瀬議員がよく視察とかにも行かれているのを、発信を私も見させていただいているんですけど、こういった新しいエネルギー、特にこのバイオ、壱岐には向いているんじゃないかと思えますけれども、こういうものを導入する計画がないのかということです。

あと、やはり再生可能エネルギー100%の島を目指すということで頑張っておりますけれども、そこに導入されているのが、結局、太陽光パネルと風力、こちらのほうを考えておりますので、アルバトロス・テクノロジーの洋上風力実証実験、2026年の春を目指すという基準を私、去年暮れに見ておりますので、実際これが今どうなっているのか、いつから行われるのかというのを聞かせていただきます。

3点目が、太陽光パネルは、国産のペロブスカイト、これが実用間近と言われております。従来品はいろいろと有害物質があったりとかありますので、ペロブスカイトも鉛が使われていると言われてはいるんですけども、こういった従来品から新しいものへの転換、そういうのが考えているのかどうかということ。

4点目、2030年に向かって太陽光パネルの廃棄の問題が出てきます。太陽光パネルの処理についての計画、壱岐においてどういうふうには計画されているのかというのを伺います。よろしくをお願いします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。塚本地域振興部長。

○地域振興部部長（塚本 和広君） 3番、松本議員の御質問にお答えいたします。

1番目の御質問ですが、本市において、バイオマスエネルギーは安定的な再生可能エネルギーとして有望であると考えております。本市にはバイオマスエネルギーとしてメタン発酵によるバイオガスとなり得る資源が多くあります。畜産業からのふん尿、下水道施設等からの汚泥、壱岐焼酎の焼酎かす、飲食店や宿泊施設から出る食品残渣などは、足元にあるバイオマス資源となり得ます。

また、本市には自給肥料センターや堆肥センターもあるため、メタン発酵処理後の残渣についても肥料として活用できる仕組みもそろっております。

市としては、これまでも焼酎かす等が多額の費用をかけて廃棄処理等がなされている状況から

バイオガスとしての利用についての検討を行った経緯もございますが、資源量の確保の問題等から具体的な計画にまでは至りませんでした。資源量の確保以外にも、事業としての経済性が成り立つかや誰が主導して事業化するのかなど、検討すべき課題は多くあると考えております。

しかし、畜産からのふん尿や下水汚泥、食品残渣等の利用も考慮すれば、資源量の確保の問題については解決できる可能性があることから、事業の経済性やプレイヤーの問題等も含め、バイオマスエネルギーの実現可能性について研究してまいります。

2番目の御質問ですが、株式会社アルバトロス・テクノロジー等が参画するFAWT小型海上実験コンソーシアムによる湯本湾での小型洋上風力発電実証実験につきましては、今年の5月から設置工事に着手され、設置工事終了後6月下旬または7月上旬以降1年間、実証実験が実施されると事業者側から伺っております。2月25日には設置区域の自治公民館を対象とした住民説明会も実施されていると承知しております。

3番目の御質問ですが、ペロブスカイト太陽電池につきましては、従来品との比較において軽量であることや量産できることで低コスト化が見込まれること、ゆがみや曲げに強く、これまで設置できなかった場所にも設置できることなどから、本格的な実用化に向けて世界中で実証研修が進められていると認識しております。

ただし、耐久性や発電効率の面など、実用化に向けて改善が必要となる部分があるとも理解しております。

また、コスト的にも、現状では導入に踏み切るには時期尚早ではないかとも考えております。

ペロブスカイト太陽電池は、国においても注目している技術であり、今後、様々な研究成果により早期の実用化が図られると考えておりますので、本市においても適切なタイミングで導入が図られるよう、製品化の動向等を注視してまいります。

4番目の御質問ですが、太陽光パネルの廃棄や処理につきましては、環境省の太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインや資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）にのっとり実施されるべきと考えております。市において現状廃棄される太陽光パネルの処理についての計画はございませんが、市が所有する太陽光発電設備等の廃棄等に備え、廃棄計画等の策定について検討したいと考えております。

また、民間事業者や個人が所有する太陽光パネルの廃棄等につきましても、適切な手続が実施されるよう、国が示すガイドライン等の情報提供等に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 松本議員。

○議員（3番 松本 順子君） バイオマスエネルギーは、本当に期待したいと思っております。

洋上風力の実証実験は実際もう行われることが間近、住民説明会もきちんとされたということで、

そこは受け入れますけれども、やっぱり新しい技術どんどん開発されてます。海水を使ったエネルギーとかも今開発されておりますし、火力においても、本当アンモニアを使った火力発電所とかもありますので、新しいものを見ながら計画を随時変えていくっていう考え方はお持ちでしょうか。

○議長（土谷 勇二君） 塚本地域振興部長。

○地域振興部部長（塚本 和広君） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、様々な手法、技術とかが研究されておりますので、その辺は我々としても取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、以上で議案第16号外1件の質疑を終わります。

日程第10. 議案第18号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第10、議案第18号を議題とします。

本件につきましては、議長を除く15名で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをいたします。

日程第11. 議案第19号～日程第15. 議案第23号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第11、議案第19号から日程第15、議案第23号までの5件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、以上で議案第19号外4件の質疑を終わります。

日程第16. 議案第24号

○議長（土谷 勇二君） 次に日程第16、議案第24号を議題とします。

本件につきましては、議長を除く15名で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをいたします。

日程第17. 議案第25号～日程第23. 議案第31号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第17、議案第25号から日程第23、議案第31号までの7件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。

議案第28号について質疑の通告がありますので、これを許します。5番、武原由里子議員。

○議員（5番 武原由里子君） 議案第28号令和8年度三島航路事業特別会計予算についてお尋ねいたします。

1点目です。三島航路事業運営委員会がございまして、このメンバー構成と、どのような議論がされているのか、お知らせください。また、今、各地域で船員不足が言われてます。壱岐でもかなり大変な状況になってると聞いておりますが、三島航路においてもそのような状況ではないかと心配しておりますので、今の現状に対してどのような対応されているのか、お尋ねいたします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 5番、武原議員の三島航路事業に関する御質問にお答えをいたします。

1点目の三島航路事業運営委員会の協議内容についてでございますが、それと委員の構成でございます。

本委員会は、地元市民代表の方で構成をしております、11名から組織されております。構成委員は、まちづくり協議会、そして各島の公民館長様、そして寄港地であります渡良浦、そして郷ノ浦の先町の公民館長、そして三島地区の老人の代表の方、そして女性の代表の方、と併せまして郷ノ浦中学校、そして三島小学校の校長先生となっております。

本委員会では、三島航路に関する計画全般及びその他重要事項について調査、審議をいただいております。

開催状況といたしましては、毎年1回開催をしております、会議の主な内容としましては、フェリーみしまの運航状況等の報告や地元からの改善要望等の協議となっております。

ちなみに、本年度は、プロパンやガソリン等の運搬における臨時運行の実施月の見直し、昨年度は船員及び陸上作業員の確保対策などを協議いただいたところでございます。

次に、2点目の船員確保対策についてでございますが、議員言われましたように、全国的に船員が不足をしている中で、船員を確保することは極めて難しい問題であると認識をいたしております。

現在、フェリーみしまの船員は、定員は7名でございまして、充足をいたしております。毎日4名体制で運航いたしておりますが、数年前には船員を募集しても全く応募がなく、長期間にわたって1名不足した状況で運航している時期もございました。

そのような中、先ほどお話がありました三島航路事業運営委員会において、委員の方から御助言をいただき、船員確保対策として、本年4月から船員を送迎するという形で船を借り上げまして、壱岐本島から船員が通勤できる体制を整備いたしました。これによりまして、船員の負担軽減が図られ、船員募集にも成果が現れておりますので、今後も継続して実施してまいります。

あわせて、若年層に対する海事分野への理解促進のため、市内両高校や中学校に対しまして、船員の業務内容、募集情報等の紹介も行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 武原議員。

○議員（5番 武原由里子君） 詳細、ありがとうございます。地元の方の声を対応していただいて、今のところ大丈夫ということですが、やはり本当に皆さん高齢になられて大変な業務だと思えます。今、若年層に対するという本当に大事なことだと思えます。

今、唐津のほうが、前は中学校卒業して行かれてたのが、もう行けなくなっておりますので、またその人数もなかなかすぐには確保できないような状況に今なって、全国的に本当に大変ってことはやっぱり聞いておりますので、いち早くこの三島の方たちが困られないような体制を今後ともしていただきたいと思って、お聞きいたしました。御丁寧にありがとうございます。

○議長（土谷 勇二君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、以上で議案第25号外6件の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより、委員会付託を行います。

議案第10号から議案第17号及び議案第19号から議案第23号並びに議案第25号から議案第31号までの20件をタブレットに配信しておりますので、議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託をいたします。

お諮りします。議案第18号及び議案第24号は、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号及び議案第24号については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査を行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務産業常任委員の中からとし、委員長に山内豊議員、副委員長に小金丸益明議員と決定いたしましたので報告いたします。

○議長（土谷 勇二君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の議会は、3月9日月曜日午前10時から開きます。

なお、9日、10日両日は一般質問となっております。計9名の議員が登壇する予定です。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時31分散会
